〇大雪消防組合情報公開条例施行規則

平成 18 年 12 月 27 日 規 則 第 5 号)

改正 平成 26 年 4 月 8 日規則第 8 号 平成 28 年 3 月 28 日規則第 4 号 令和 2 年 12 月 29 日規則第 4 号

(目的)

第1条 この規則は、大雪消防組合情報公開条例(平成18年大雪消防組合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項等)

- 第2条 条例第7条に規定する請求書は、情報公開請求書(別記様式第1号)とする。
- 2 条例第7条第3号に規定する実施機関が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 公開の方法の区分
 - (2) 請求の目的

(公開請求に対する期間の延長)

第3条 条例第8条第2項の規定による決定期間の延長に係る通知は、情報公開決定期間延 長通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

(第三者からの意見の聴取等)

- **第4条** 条例第9条の規定により第三者の意見を聴くときは、情報公開請求に関する意見照会書(別記様式第3号)により行うものとする。
- 2 意見を求められた第三者は、情報公開請求に関する意見書(別記様式第4号)により回答するものとする。
- 3 第三者から意見聴取を行って、条例第9条第2項の規定による決定をしたときは、情報 の公開の請求に係る決定通知書(別記様式第5号)を当該第三者に通知するものとする。 (公開請求に対する決定等の通知)
- **第5条** 条例第10条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
 - (1) 情報の公開をすることと決定したとき 情報公開決定通知書(別記様式第6号)
 - (2) 情報の一部について公開をすることと決定したとき 情報一部公開決定通知書(別記様式第7号)
 - (3) 情報の公開をしないことと決定したとき 情報非公開決定通知書(別記様式第8号) (情報の不存在の通知)
- 第6条 条例第11条の規定による通知は、情報不存在通知書(別記様式第9号)により行う ものとする。

(審査請求に対する通知等)

第7条 条例第15条第2項の規定による通知は、審査請求に対し大雪消防組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した旨の通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、庶務課において処理する。

(情報目録の作成)

第9条 条例第21条に規定する情報目録等は、庶務課に備え置くものとする。

(運用状況の公表)

第10条 条例第22条に規定する運用状況の公表は、大雪消防組合を組織する美瑛町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町及び愛別町の広報紙等に掲載して行うものとする。 (委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月8日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月28日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月29日規則第4号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

(実施機関)		請	- 求	者								
		請	求	者								
		請	求	者								
				Н	<u>住</u>							-
					氏	名						
						番号	- D/H	国体)	- to a	ては、	事效部	÷∀ /-
										ては、 及び代		
					7	F * II	\(\sigma \(\sigma \sigm	1776	4D 4V.	及りて	双有八	141)
大雪消防組合情報公	:開条例	第7多	その非	見定	に基っ	づき、	次の	とおり) 情報	の公開	を請求	こしき
			, - ,	, =, =					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		_ , ,	
(内 容)												
青 求 の 目 的												
		DD 64			TH:	mth r		← 1		/		
青報公開の区分	$\square 1$	閲覧		∃2)	倪.	 問	⊿ 3)	与し	ンの交 ^を	付()
	□4) □1)	その	-	517 F	子記さ	·, 去 -}	- フ 土					
	$\begin{bmatrix} \Box 1 \\ \Box 2 \end{bmatrix}$				主所を			可に よって	ケナス	個人又	フナ汁: 1	2
			;四, p 1.団 (2		事伤员	川又(。	+事伤	カーをイ	ヨッ つ	個八又	ハム伝グ	
青求者の区分					名称.	及でに	近在#	1				
		4.	123121	41.42	. s H . ls 1.	, , , O),	/ 114-21	_)	
亥当する番号の□	□3)	関係	、町月	りの耳	事務可	行又は	事業	所に単	か務す	る者	,	
こレ印を入れ()	_ ,		-		称及	•		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,			
内に該当する事項		()	
を記入してくださ	$\Box 4)$	関係	、町 🌣	句の言	学校に	二在学	する	者				
`\ _o		学核	そのネ	名称月	听在 地	也						
		()	
	□5)	実施	機関	目が彳	行う事	務事	業に	利害队	関係を	有する	もの	
		・具	体的	な利	害関	係の	内容					
		()	
※ 対象情報												
※ 所 管 課												
	<u>I</u>											
1 情報公開の区分析	欄は、希	望す	る公	開の	方法(り口に	ン印	を入れ	てくか	ださい。		

別記様式第2号(第3条関係)

情報公開決定期間延長通知書			
情報が別れた別間を入述が自			
	第年	月	号日
			印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開について、次のとおり決定する期間を延長したので、大雪消防組合情報公開条例第8条第2項の規定により通知いたします。

情報の名称(内容)	
条例第8条の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
問い合わせ先 (所管課)	
備考	

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合(訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。)を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3編 行政一般(大雪消防組合情報公開条例施行規則)

別記様式第3号(第4条関係)

		年	月	日
	<u>樣</u>			
	_(実施機関)			日
	情報公開請求に係る意見について(照会)			
大雪消防組合情報公 情報が記録されていま	開条例の規定により公開請求のありました情報 す。	に下記	記の内	容の
つきましては、この せくださいますようお	情報を公開することについて貴殿のご意見を伺い 願いします。	たい	のでお _?	知ら
情報の件名				
情報の内容				
 情報請求の年月日 	年 月 日			
意見書提出の希望年月日	年 月 日			
問い合わせ先 (所管課)				
備考				

別記様式第4号(第4条関係)

	情報公開請求に関する意見	書		
			年	月日
(実施機関)	印			
		<u>住</u> 所 <u>氏</u> 名 電 話		
年 月次のとおりです。	日付 号で照会のあった情	報の公開請求に	こついて	の意見は、
情報の件名				
公開請求に対する				
意見				
問い合わせ先(担当課)	大雪消防組合 消防本部 電話	課 署 内	線	係係
備考				

別記様式第5号(第4条関係)

	情報の公開の記	青求に係る決分	定通知書			
				第 年	月	!
	様					
		<u>実</u>	施機関			F
年月日にます。	日付けで照会し	た情報につい	っては、次のと	こおり決別	定したの	のでi
情報の件名						
あなたに関する情 報 の 内 容						
決 定 の 内 容	□ 公開 □ 理由	一部公開	□ 非公開			
	公開決定年月日		年	月	日	
公開する場合の公 開決定年月日、公 開日時及び場所	公開の日時	年月	日 午前 午後		時	分
	公開の場所					
担 当 課	大雪消防組合 淮	当防本部 電話	課署	内線	係係	
		电印		P 1/1918		
	分について不服があ 団算して3月以内に ただし、この処分 あっても、この処分 ることができなくな	、大雪消防組 があったこと の日の翌日か	合に対して報 を知った日の	審査請求る つ翌日から	をする、 ら起算	ことだして:
あったこ。 対する裁?	けについて不服があ とを知った日(前項 みがあったことを知 (訴訟において大雪	による審査請 った日)の翌	 おをしたとき 日から起算し	きは、当記 して 6 月」	・ 該審査 以内に、	請求(

となります。)を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第6号(第5条関係)

					情報公開決定通知書			
							月	-
_					<u>様</u>			
					(実施機関)			
	るこす。				日付けで請求のありました情報の公開について、 つで、大雪消防組合情報公開条例第 10 条の規定に			
情	報の	名称	(内容	字)				
情	報位	: 開	の区	分	□1)閲覧 □2)視聴 □3)写しの交付(□4)その他)
公	開	Ø	目	時	年月日午前・午後	時	分	
公	開	Ø	場	所				
	が、所			先)				
備				考				

別記様式第7号(第5条関係)

		情	報一部	公開	決定	通知書	ţ					
									第 年		月	
		<u>様</u>										
						(実施	極機関)					
年 一部を公開する 通知いたします			で請求の たので、									
情報の名称(『	内容)											
情報公開の	区分		閲覧 [□2)	視聴	□3)	写し	の交付	()	
公開の日時及び 場 所	日時		年	月	日	午前	• 午後	時	:	分		
び 場 所	場所											
公開しない部 分の内容及び	内 容											_
その理由	理由	大雪消	的組合性	青報グ	常条例	列第6多	条第	項第		号に	こ該当	i
※公開しないる公開できる			年 :開するこ :に改め	ことカ	できる		で、公園					
問い合わ	せ 先											
備	考											
できま 月以内	rら起算 とす。た すであっ	にして3 だし、 たち、	不服があ 月以内に この処分 この処く さなくな	こ、大 }があ }の日	雪消防ったこの翌日	5組合に とを失	「対し [*] ロった	て審査 日の翌	請求日か	:をす :ら起	るこ 2算し	ا ح
あった。 ま す を 者 と た る も れ ら れ に に れ に れ に に れ に に に れ に に に れ に に に に に に に に に に に に に	こと表 ちょう と と 表 と 表 ら ま と ま ら こ ま ら こ ま ら こ 見 し し し し し し し し し し し し し し し し し し	と知った とがあい。 (訴訟を被 で て 6月	不服があれる。 日(たいとかなり、 たいとったでとったでいる。 分の取る。	頂に。 につ消 でしって にして	たる番) た日) は川州分 し川分 し、	査請求 の代表 方を裁判 は分又に は分又に	をかすにあるはある。	と算し、 を算は、の の の の の の の の の の の の の の	よて大取と翌	当月消し知か	審内組訴た起査に合え日算	言、管をのし
2 当日	ご都合		る際は、 場合、そ							らか	じめ	7

別記様式第8号(第5条関係)

情報非公開決定通知書			
	第 年	月	号 日
<u></u> 樣			
_(実施機関)			印

年 月 日付けで請求のありました情報公開について、次のとおり公開しないことに決定したので、大雪消防組合情報公開条例第 10 条の規定により通知いたします。

情報の名称 (内容)	
公開しない理由	大雪消防組合情報公開条例第6条第 項第 号に該当
※公開しない部分が 公開できる時期	年 月 日以降であれば、公開しない部分について公開することができますので、公開を希望する場合は同日以降に改めて請求してください。
問い合わせ先(所管課)	
備考	

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合(訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。)を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (注意) ※印欄は、当該情報の非公開部分の公開が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入しています。

別記様式第9号(第6条関係)

			烓	報不	: <i>‡</i>	/ :	温 左	ı 1				
			I月	和 1	` 1丁	11.	ᄪᄶ	一百				
										第		
										年	月	
			様									
							#	七七米	 ■			
							<u>天</u>	施機関	<u>.</u>			
	年 月 、大雪消									情報が 知します		ませ
情報の名	, 称(内容	ş)										
114 184 . 15	17 (14)											
不存在	E の 理	由										
			大雪消	的組合	消	防本	部		課			系
担	当	課					電話		署	内線	1	系
							电叩			L 1/1914		
備		考										

ら起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年

を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第10号(第7条関係)

審查請	情求に対し行政		会に諮問	引した旨の 通	鱼知書			
						育 F	月	号 日
	様							
			<u>実</u>	施機関				印
	日付けで情 日付け審 雪消防組合行	査請求の件	‡を、大雪	言消防組合情	青報公開	条例	第 15	条第
開示等に係る情報の名称 (内容)								
審査請求に								
係る内容								
行政不服審査会へ の 諮 問 年 月 日								
所 管 課								
備考								